

## 千葉市訪問介護利用者（高齢者）負担助成事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項に定める被保険者のうち、法施行時に訪問介護を利用している低所得者が、法第7条第6項に定める訪問介護（以下「訪問介護」という。）を利用した場合、それに要する利用者負担を一部助成することにより、利用者負担を軽減することを目的とする千葉市訪問介護利用者（高齢者）負担助成事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### （助成対象者）

第2条 この要綱により助成を受けることができる者は、法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者で、次のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

（1）法施行前1年の間に措置制度によりホームヘルパーの派遣を受けた実績がある者

（2）生計中心者の前年所得税が非課税である者。ただし、法施行日から平成13年6月30日までの間は、生計中心者の平成10年分所得税が非課税である者とする。（生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護世帯を含む。）

### （助成費用の支給）

第3条 市は、対象者が、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は千葉市基準該当サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する要綱（以下「基準該当要綱」という。）第2条第1項に規定する基準該当居宅サービス事業者から訪問介護を受けた場合は、当該対象者に対し、当該訪問介護に要した費用について、助成費用を支給するものとする。

2 前項の場合において、市は、法第41条第6項若しくは法第53条第4項又は基準該当要綱第2条第4項の規定に該当するときは、助成費用として当該対象者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該訪問介護を行う事業者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあった場合は、対象者に対し、助成費用の支給があったものとみなす。

### （助成割合等）

第4条 前条に規定する助成費用の額は、法第41条第4項第4号又は法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の4に相当する額とする。

2 法第69条第1項の規定に基づき被保険者証に給付額の減額の記載を受けた場合においては、当該減額期間中は、前項中「100分の4」とあるのは「100の12」とする。

### （認定証の交付）

第5条 この要綱により助成を受けようとする者は、「訪問介護利用者負担助成申請書（兼同意書）」（第1号様式）

を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、第1項の申請があったときは、申請内容を確認のうえ、助成の可否を決定し、「訪問介護利用者負担助成決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知する。
- 3 前項の場合において、申請者に対して助成を行う旨の決定を行ったときは、区長は当該申請者に対して「訪問介護利用者負担額減額認定証」（第2号様式の2。以下「認定証」という。）を交付する。
- 4 第2項の規定に基づき既に助成の決定を受けた者について、前条第2項の規定に基づき助成割合を変更する場合は、区長は、対象者に対して、「訪問介護利用者負担助成割合変更通知書」（第3号様式）により通知するとともに、助成割合について変更された認定証を交付する。
- 5 法第69条第2項の規定に基づき、給付額の減額の記載が消除された場合は、助成割合の変更について終了するものとし、区長は、「訪問介護利用者負担助成割合変更終了通知書」（第4号様式）により対象者に通知する。

（認定証の有効期間）

第6条 認定証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

（1）平成12年4月1日から平成13年6月30日までに交付された者の認定証の有効期間は、平成13年6月30日までとし、以降、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

（2）平成13年7月1日以降に初めて認定証を交付された者の認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から直後に到来する6月30日までとし、以降、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の適用を受ける者に係わる認定証の有効期間は、給付額の減額期間の終了日が直後に到来する6月30日前の場合は、当該減額期間の終了日までとする。

3 認定証の有効期間が終了後、引き続き助成を受けようとするときは、申請を省略できるものとする。

（対象者の資格確認）

第7条 区長は、前条第1項に定める有効期間の終了に際し、対象者の生計中心者の所得税課税状況について確認を行うものとする。

2 区長は、前項による確認の結果、引き続き生計中心者が所得税非課税である場合は新たな認定証を発行し、生計中心者が所得税課税となったことにより対象者の資格を失った場合は、「訪問介護利用者負担額減額資格喪失通知」（第5号様式。以下「資格喪失通知」という。）により通知するものとする。

3 対象者の生計中心者の前年所得税が課税となった場合、その翌年以降、再び非課税となっても対象者とはしない。

（資格の喪失）

第8条 対象者は、次の各号の一に該当するときは、この要綱による助成を受ける資格を失うものとする。

（1）法第9条第1項に定める被保険者の資格を失ったとき。

（2）生計中心者が変更となり、その者の前年の所得税が課税されているとき。

(3) 認定証を不正に使用したとき。

(4) 虚偽の申告を行ったとき。

2 区長は、対象者が資格を喪失した場合は、資格喪失通知により対象者に通知するものとする。

3 対象者は、第1項に定める事由により資格を喪失したときは、速やかに認定証を千葉市に返却しなければならない。

(助成費用の審査及び支払事務)

第9条 市長は、第3条第2項の規定により助成費用を事業者に支払う場合における当該費用の審査及び支払に関する事務を千葉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができるものとする。

(助成費用の請求等)

第10条 事業者は、第3条の規定に基づき千葉市が負担すべき費用を請

求するときは、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）附則第2条に定める居宅サービス介護給付費明細書及び請求書（以下「明細書等」という。）により連合会に対し請求するものとする。

2 連合会は、事業者から明細書等の提出があったときはその内容を審査し、適法な場合は助成に係る費用を当該事業者を支払うとともに、市長に対し報告及び請求するものとする。

3 次の各号の一に該当する者が、助成費用の支払いを受けようとする場合は、「訪問介護利用者負担助成費用支給申請書」（第6号様式）に領収証、サービス提供証明書その他区長が必要と認める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 第3条第2項の規定が適用されない者

(2) やむを得ない理由により認定証を事業者に提示しないでサービスの提供を受けた者

4 区長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、「訪問介護利用者負担助成費用支給決定通知書」（第7号様式）により当該申請者に通知する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

第1号様式

訪問介護（ホームヘルプ）利用者負担助成申請書（兼同意書）

年 月 日

（申請〈届出〉先）

区 長

申請者氏名（本人・代理〈続柄〉）

次のとおり申請（届出）します。

利用者負担助成を受ける対象者			
氏 名	フリガナ		
	姓		名
生 年 月 日	明・大・昭	年 月 日	年齢 歳
住 所	千葉市 区 (かた書)		
連 絡 先 電 話 番 号	( )		
連絡先電子メ ールアドレス	@		

対象者の属する世帯の生計中心者氏名	
訪問介護利用者負担助成申請にともなう所得基準判断のため、私（生計中心者）の課税状況について調査することに同意します。	
署名捺印	印 対象者との関係
生計中心者 住 所	千葉市 区 (かた書)
連絡先 電話番号	( )
連絡先電子メ ールアドレス	@

様

年 月 日

千葉市 区長 印

訪問介護利用者負担助成決定通知書

年 月 日付をもって提出のありました訪問介護利用者負担助成申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 被保険者番号
- 2 被保険者氏名
- 3 決定年月日
- 4 決定区分
- 5 助成割合
- 6 有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対してすることができます。

様

年 月 日

千葉市 区長 印

## 訪問介護利用者負担助成割合変更通知書

千葉市訪問介護利用者（高齢者）負担助成事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、あなたが利用する訪問介護に係る利用者負担に対する助成割合について、下記のとおり変更することとしましたので通知します。

## 記

被保険者番号	
被保険者氏名	
公費受給者番号	
変更決定年月日	
変更後助成割合	／100
助成割合が変更される期間	年 月 日 ～年 月 日
変更となる理由	介護保険法第69条第1項の規定に基づき、被保険者証に保険給付額の減額の記載をされたため。

この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対してすることができます。

様

年 月 日

千葉市 区長 印

訪問介護利用者負担助成割合変更終了通知書

年 月 日付訪問介護利用者負担助成割合変更通知書による訪問介護に係る利用者負担に対する助成割合の変更については、下記のとおり変更を終了することとしましたので通知します。

記

被保険者番号	
被保険者氏名	
公費受給者番号	
変更終了決定年月日	
変更終了後助成割合	／ 100
適用開始日	
終了となった理由	介護保険法第69条第2項の規定に基づき、被保険者証への保険給付額の減額の記載が消除されたため。

この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対してすることができます。

様

年 月 日

千葉市訪問介護利用者負担額減額資格喪失通知

千葉市 区長 印

訪問介護利用者負担額減額については、次の理由により対象者としての資格が喪失したことを通知します。

対象者氏名					
住 所					
生 年 月 日		年 齢		性 別	
生計中心者氏名					
住 所					
対象者との関係					
資格喪失理由					

この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対してすることができます。



訪問介護利用者負担助成費用支給申請書

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
公費負担者番号		公費受給者番号	
生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女
支払金額		サービス利用月	
円		年 月	
円		年 月	
円		年 月	
円		年 月	
年 月 日			
あて先) 千葉市 区長 様  上記のとおり訪問介護利用者負担助成費用の支給を申請します。  <div style="text-align: center;">                     住所                      氏名 <span style="float: right;">(印)</span>                      連絡先電話番号                      連絡先電子メールアドレス <span style="float: right;">@</span> </div>			

注意：この申請書に、領収書及びサービス提供証明書を添付して下さい。

市記入欄

領収証 確認欄	添付書類 確認欄	保険給付 決定確認	備考

様

年 月 日

千葉市 区長 印

訪問介護利用者負担助成費用支給決定通知書

先に申請のありました支給申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

被保険者番号			
被保険者氏名			
公費受給者番号			
決定年月日			
決定区分		支給金額	円
不支給の理由			

この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対してすることができます。